

【対照表】貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

(下線部分改正箇所)

旧	新
<p>第1条 ～ 第2条 (略)</p>	<p>第1条 ～ 第2条 (同左)</p>
<p>(法令遵守等)</p> <p>第3条 協会員は、法その他の関係法令等（「貸金業者向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）、「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成28年告示第3号。以下「障害者差別解消対応指針」という。）<u>及び平成25年12月5日に</u>「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表された「経営者保証に関するガイドライン」（以下「経営者保証ガイドライン」という。）を含む。）を遵守するほか、第2章各則その他規則によって遵守しなければならないものとして定められた事項を遵守しなければならない。</p> <p>2 ～ 4 (略)</p>	<p>(法令遵守等)</p> <p>第3条 協会員は、法その他の関係法令等（「貸金業者向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）、「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成28年告示第3号。以下「障害者差別解消対応指針」という。）<u>」</u>「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表された「経営者保証に関するガイドライン」（以下「経営者保証ガイドライン」という。）を含む。）<u>及び金融庁が策定した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。）</u>を遵守するほか、第2章各則その他規則によって遵守しなければならないものとして定められた事項を遵守しなければならない。</p> <p>2 ～ 4 (同左)</p>
<p>第4条 ～ 第10条 (略)</p>	<p>第4条 ～ 第10条 (同左)</p>
<p>(社内態勢整備)</p> <p>第11条 協会員は、業務の適切な運営を確保するための社内態勢整備を行うにあたり、協会で定める業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則に留意し、以下を主な内容とする社内規則等を策定し社内態勢を整備しなければならない。また、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることで、貸金業の業務の適切な運営を確保しなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 取引時確認等の措置（取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置<u>をいう。</u>）</p>	<p>(社内態勢整備)</p> <p>第11条 協会員は、業務の適切な運営を確保するための社内態勢整備を行うにあたり、協会で定める業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則に留意し、以下を主な内容とする社内規則等を策定し社内態勢を整備しなければならない。また、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることで、貸金業の業務の適切な運営を確保しなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) (同左)</p> <p>(5) 取引時確認等の措置（取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置）<u>及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置</u></p>

【対照表】貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

(下線部分改正箇所)

旧	新
(6) ～ (18) (略) 2 ～ 4 (略)	(6) ～ (18) (同左) 2 ～ 4 (同左)
第11条の2 ～ 第79条 (略)	第11条の2 ～ 第79条 (同左)
附 則 (平成19.12.19) ～ (平28.12.1) (略) (新設)	附 則 (平成19.12.19) ～ (平28.12.1) (同左) <u>附 則 (平30.6.1)</u> <u>この改正は、平成30年6月1日から施行する。</u> <u>(注) 改正条項は、次のとおりである。</u> <u>第3条、第11条を改正。</u>